図２　平成８／９年～平成27／28年の全国の需要実績を用いた算出方法

（単位：万トン）

年	x	需要量(y)	
8／9	1	943.8	
9／10	2	912.9	
10／11	3	907.3	
11／12	4	885.9	
12／13	5	911.5	
13／14	6	872.1	
14／15	7	894.7	
15／16	8	861.6	
16／17	9	865.4	
17／18	10	851.7	
18／19	11	837.5	
19／20	12	854.5	
20／21	13	823.6	
21／22	14	814.1	
22／23	15	820.0	
23／24	16	813.3	
24／25	17	781.1	
25／26	18	786.6	
26／27	19	782.5	
27／28	20	766.2	
28／29	21	761.6	（推計値）
29／30	22	753.2	（推計値）

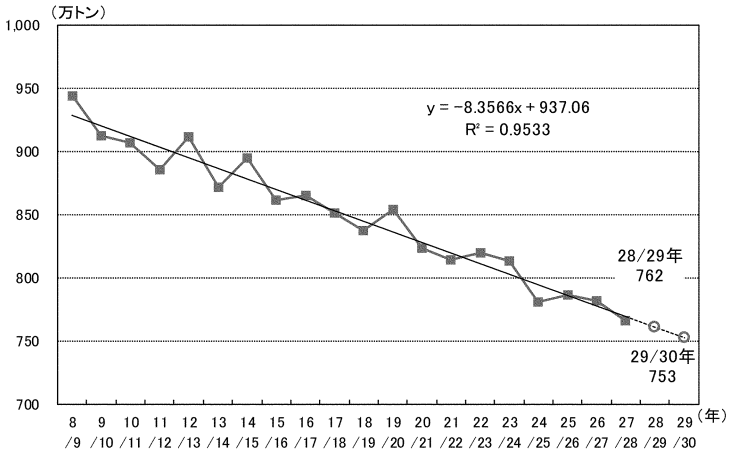


表２　平成28／29年及び平成29／30年の需要見通し（推計値）

平成28／29年	762万トン
平成29／30年	753万トン

3　平成28／29年及び平成29／30年の需給見通し

⑴　平成28／29年の需給見通し

平成28／29年の需給見通しは、以下のとおりです。

①　供給量

ア　平成28年６月末の民間在庫量（確定値）は、204万トンです。

イ　平成28年産主食用米等の生産量は、750万トン（平成28年10月15日現在の平成28年産水稲の予想収穫量（主食用））です。

ウ　この結果、平成28／29年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、954万トンとなります。

②　需要量

２により算出した主食用米等の需要量の見通しは、762万トンとなります。

平成28／29年については、相対取引価格が上昇傾向にあることから、需要量に及ぼす影響を踏まえ、トレンドにより算出した762万トンから８万トン低い754万トンと見通すこととします。

③　平成29年６月末の民間在庫量

平成29年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して200万トンと見通されます。

⑵　平成29／30年の需給見通し

平成29／30年の需給見通しは、表３のとおりです。

①　供給量

ア　平成29年６月末の民間在庫量は、⑴の③により200万トンと見通されます。

イ　平成29年産米における全国の生産数量目標は、主食用米の需要に応じた生産を推進する観点から、近年のトレンドとして需要が毎年概ね８万トン減少していることを勘案し、平成28年産米の生産数量目標743万トンから８万トンを控除した735万トンと設定します。

ウ　平成29年産米における全国の自主的取組参考値は、平成30年６月末民間在庫量が安定供給を確保できる水準（180万トン）となるものとして、733万トンと設定します。

エ　この結果、平成29／30年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、平成29年産主食用米等生産量について、生産数量目標735万トンとする場合は935万トン、自主的取組参考値733万トンとする場合は933万トンとなります。

②　需要量

主食用米等の需要量の見通しは、２により算出した753万トンです。

③　平成30年６月末の民間在庫量

平成30年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出し、①の供給量が、935万トンの場合は182万トン、933万トンの場合は180万トンと見通されます。

表３　平成29／30年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

平成29年６月末民間在庫量	A	200	200
平成29年産主食用米等生産量	B	735 （生産数量目標）	733 （自主的取組参考値）
平成29／30年主食用米等供給量計	C＝A＋B	935	933
平成29／30年主食用米等需要量	D	753	753
平成30年６月末民間在庫量	E＝C－D	182	180

注１：「主食用米等」の中には、主食用に供給されるもののほか、加工用途及び輸出用に供給されているものの一部が含まれている。

注２：平成29／30年主食用米等需要量については、現時点で価格の状況を見通すことが困難であるため、価格の変動が生じた場合の需要量への影響は見込んでいない。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売